

農事組合法人 あさひ

第 1 回通常総会資料

平成19年2月3日
黒鳥4番集落センター
午後4時半から

1. 開会
2. 議長選出
3. 議事
 - (1) 規約の設定について
 - (2) 事業計画の設定について
 - (3) 団体への加入（越後中央農業協同組合への加入を除く。）について
 - (4) その他
4. 閉会

(1)規約の設定について

農事組合法人 あさひ 就業規則

- 第1条 この就業規則は、農事組合法人 あさひ の従業員の就業および労働条件について定めたものです。
- 第2条 この規則に定めのないものについては、労働基準法その他の法令の定めによります。
- 第3条 この規則の従業員とは、この組合の構成員及び家族の者を言います。
- 第4条 雇用契約期間は、期間の定めのないものとし、雇用時に労働契約書を取り交わすものとする。
- 第5条 所定就業時間は、次の通りです。
始業 午前 8 時 終業 午後 5 時
休憩時間は正午より1時間、午前 10 時、午後 3 時よりそれぞれ 15 分間とし、従業員は、この時間を自由に利用することができます。
- 第6条 業務の都合により必要あるときは、所定就業時間を超えて、勤務させることがある。
- 第7条 賃金は、日給とし 1 日 10,000 円とする。 計算期間は、水稻に係る期間とし、出荷終了後に支給します。
- 第8条 従業員は、安全衛生に関し、組合の定めた規定に従い危害の予防及び保健衛生の向上に務めるとともに、組合の行う安全衛生に関する措置には進んで協力しなければなりません。
- 第9条 業務上負傷し、または疾病にかかった場合の災害補償は、すべて労働者災害補償保険法の定めるところによります。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 4 日より実施します。

※労災は、代表理事以外の従事者に向け、田植え作業中の事故が対象

○運営規定：18.12.3総会で議決済み

農事組合法人 あさひ 機械管理運営規定

(目的)

第1条 この規定は、農事組合法人あさひ(以下組合)が所有するまたは利用する農業用機械・施設の管理運営を円滑にするため、必要な事項を定める。

(機械・施設)

第2条 この規定の機械・施設の種類は、別紙管理台帳の通りとし、借り上げた機械・施設を含むものとする。

(機械・施設の管理場所)

第3条 機械・施設の管理場所は組合員の格納庫とし、場所は別途協議する。

(管理責任者)

第4条 機械・施設の管理責任者は組合の作業・機械担当理事とする。管理責任者は、機械・施設の整備計画を作成し、管理運営にあたる。

(利用者)

第5条 第2条の機械・施設の利用者は組合員とする。

(オペレーター)

第6条 組合の作業・機械担当理事は、機械・施設の効率的な運用及び善良な管理を行うため、オペレーターの養成・確保を図るものとする。また、オペレーターは機械の運転、作業について常に細心の注意を払い、これにあたるものとする。

(機械・施設の保全管理)

第7条 管理責任者は、機械・施設の効率的な運営と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 農業機械使用簿
- (2) 修理台帳
- (3) 燃料受払い簿
- (4) 経理諸帳簿

(賃借料金)

第8条 組合が個人所有等の機械・施設を借り上げる場合の料金は、別途協議の上、理事会で決定する。

(員外利用)

第9条 この組合の所有する機械・施設の利用について会員以外より希望があった場合は、利用料金その他を別途協議の上、理事会で決定する。

(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(附則)

1. この規約は平成19年2月4日より施行する。

(2) 事業計画の設定について

① 収支の計画

あさひ経営試算表参照

根拠となる説明事項

コメ価格を15,000円、反収9俵で試算、価格差補填は2年目以降に入金されるので、20年計上18年産の稲得は各農家に支払われます。

- 1 役員報酬には、役員の日当相当分を含む 報酬は代表・会計5万 その他2万
役員の日当は損金計上ができないため、報酬に加えて支給
①役員日当6名×3日×10,000円=18万+掃除2万
②報酬 20,000×4名+50,000万×2名=18万 合計年間8万×2名 5万×2名 6万×2名
年間役員報酬合計 38万余裕を見て40万の範囲で議決したい
役員は総会の翌日から事業を開始し、その月の月末から定時定額支給が損金算入条件
 - 2 地代は3万円/10aに改定して支払う →要約(ア)
 - 3 品目横断対策拠出金や、米需給拠出などが発生するので、その金額だけ作業委託費が減少します
 - 4 労災加入します →事業管理費 $480,000 \times 7/1000 = 3,360$ 円
 - 5 構成組合員10名も役員同様1万×3日×10人=30万→労務費に予算計上
 - 6 稲の中間管理料は反あたり、1等9俵で計算しています。それを上回る実績があれば、金額換算して追加、下回った場合も金額換算して減算することになります。土地代は地権者に支払うことになりますが、小面積で土地改良費を負担していない場合は、本人の申し出により指定された家族の代表に振り込みします。
 - 7 借入金の件
田植え機を補助金を受けて導入にする際、県の補助率が決まっていない中、不足額が確定していない段階であるが、借り入れによらなくてはいけないことは確実。2台で600万円の田植え機導入について、補助金の残部分を借り入れにより補うことを提案します。
借入先 越後中央農協
借入額 上限600万円
借入期間、最長期間は5年
条件など 借入者 農事組合法人あさひ 保証人(要求される人数)
- 農協購買清算を秋に一括支払するための買掛け契約(一種の借り入れ)についても同様に契約したい。契約者 農事組合法人あさひ 保証人(要求される人数) 極度1000万(許可される範囲)

②田植え作業の計画

別紙 平成19年春 田植え作業に関する提案

(3) 団体への加入(越後中央農業協同組合への加入を除く。)又は団体からの脱退

- ① 越後中央農協出資 30,000円
- ② エコファーマー申請 県で定める持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に適合する場合、知事がその農業者を環境保全型農業を実践する農業者として認定します。現在の減減栽培が、それに該当する。農地・水・環境対策の1階部分が黒鳥集落で採択されれば、2階部分の取り組みとして補助対象となる。6000円～8000円/10a。転作は10%換算。減減に取り組むかどうかは将来計画として、申請だけを行う。
- ③JA生産組織協議会加入 11月20日まで購買決済期間を猶予されるメリット
各種情報交換などのメリットが考えられる

(4) その他

① 給与の支払について

田植え作業に従事した日当は米代金入金後、給与として支払いますが、「給与所得者の扶養控除などの申告書」を あさひ に提出することで源泉税を回避できます。しかし、すべての皆さんが米・野菜を含めた確定申告をしますので、その際にあさひから発行する源泉徴収票を添付して、源泉税を調整できますのでお願いします。

平成19年3月3日 第1回通常総会決議事項要約

農事組合法人 あさひ

項目	内容	摘要
給与や日当などに関する件 ※(ア)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合構成員の給与は随時支払い ・ 役員は年間総額40万円を上限に毎月定額支払 阿部・保苺浩 5万+3日=8万円 鷺尾幸・保苺秀 2万+4日=6万円 鷺尾紀・鷺尾清 2万+3日=5万円 ・ 車借り上げ料金は3000円/日 ・ 地代は組合員世帯一律3万円/10a ・ 中間管理料は平成19年の基本7万/10a 1等9表の場合(収量・等級差は調整あり) 仮渡金単価で中間管理料連動調整 	<p>1日8時間1万円 役員報酬として 随時支払い 契約書作成 農家手取は10万 1反当(経費は法人)</p>
機械導入と借入れ計画に関する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金導入により田植え機8条2台導入 ・ 補助残はJA借入れ 上限600万の範囲 ・ 購買取引の買掛け契約 上限1000万の範囲 (保証 代表+副代表) 県の補助金を導入して行う 	JAが認める範囲
作業に関する件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田植え作業は班編成しておこなう ・ 段取りなどは班長が行う 別紙計画書参照 	作業出勤簿提出
出資など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協生産組織協議会加盟 購買無利息11月清算の条件 他に決算書提出 ・ 将来に備えエコファーマー申請 ・ 認定農業者(団体)申請 品目横断の補助金申請の条件 	JA出資金3万
費用弁償に関する件	<p>・ 組合のために会議や研修に出席した場合は、費用実費弁償として以下の手当てを行う。</p> <p>①会議や打合せのための交通費・日当 半日→2,100円 一日→4,200円</p> <p>②協業組織などの懇親会合負担金→負担金実費</p> <p>③宿泊を伴う研修など→日当なし負担金実費のみ</p> <p>④田植え機保管料は年3万円とする</p> <p>⑤これ以外のケースは代表理事の判断とする</p>	総会など全員出席のものについては、支給しないものとする

10aあたり手取り10万円の数字は高い？安い？

第1回総会資料 あさひ

個人の場合の試算	法人の場合の試算
20反 × 15000円 × 9表 = 2,700,000円 経費 肥料農薬20反 × 2万 = 40万 減価償却費 200万5年 = 36万 その他経費 ???? (おおよそ経費合計76万)	20反 × 15000円 × 9表 = 2,700,000円 経費の一切は法人が負担 資材:大口購入割引 減価償却費:20反当り5万弱 (おおよそ経費合計68万) 将来の機械共同でその差は大きくなる
差引手取 1,940,000円 ①	日当 20,000円~30,000円 地代 600,000円 中間管理料 1,400,000円 合計手取り 2,020,000円~ ①
今後 稲得が廃止される方向 当面 @4000円 → 8万 ②	今後品目横断的経営安定対策 仮定:@12,000 → 24万 ②

当面の利益はあまり変わらないかもしれませんが、今後、各農家の大型機械更新のタイミングにおいて、共同化はその経済効果に大きく貢献すると思います。

他地区の状況

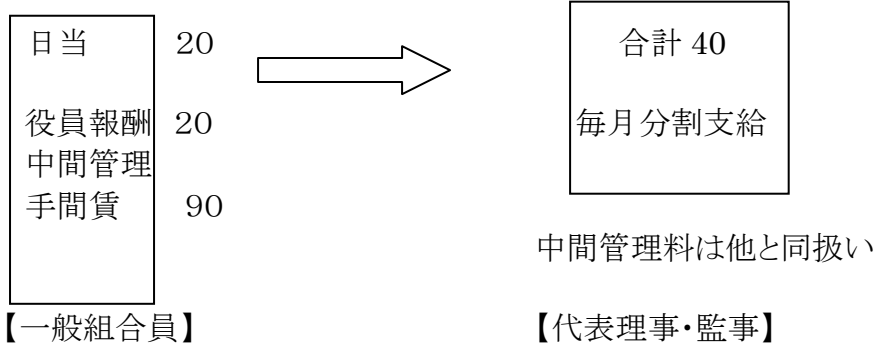
- ・木場 2月5日設立総会
- ・板井 2月24日設立総会

他は今年度中の成立は難しいと思われる

法人組織 毎月1回 勉強会 1年間継続 普及センターなどが講師
 第1回目 3月14日(水曜日)午後7時から 詳細未定 内容未定

構成組合員の今後の手取りと役員報酬の考え方について

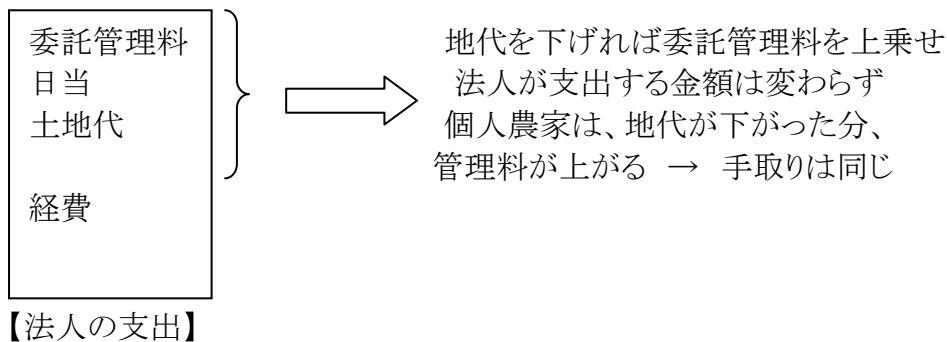
①代表理事・監事は日当を給与として支給しても法人の損金算入ができない



代表と監事については、想定年間支給額を分割して給与として支出することで、法人税における損金算入が可能→端数清算は翌年度で調整。
田中計理士は理事のすべてをそうした扱いが妥当と力説している。

②地代の単価によっては地権者である父を扶養家族にできなくなる

地権者の収入 標準地代37,500円×20反=750,000円
不動産所得経費 土地改良15,000円×20反=300,000円
差引不動産所得 450,000円
☆所得税における扶養家族は、所得で38万円以下



法人センター税理士:地代は組織で決めた価格で自由設定可能、契約なんだから。
田中税理士:地代の設定は、通常、世間一般で適当と思われる水準にすべき。

⇒ 提案:構成組合員へは、1反当り3万円の地代
(水準から著しく乖離していない、最も大口でも扶養家族になれる)
構成員以外へは、1反当り標準の2.5表(37,500円)

農事組合 あさひ 作業出勤簿
H19春作業

農業者氏名	住所	作業内容	作業した日	作業班長		備考
				作業した面積	反	
阿部 敬一	黒鳥 2085番地	田植え				
源川 健市	黒鳥 4963番地	田植え				
保苺 耕一	黒鳥 4967番地	田植え				
吉井 吉一	黒鳥 4968番地	田植え				
保苺 秀次	黒鳥 4971番地	田植え				
保苺 浩	黒鳥 4972番地	田植え				
阿部 幸雄	黒鳥 4997番地	田植え				
保苺 清文	黒鳥 4976番地	田植え				
久住 チヨノ	黒鳥 4993番地1	田植え				
鈴木 敏明	黒鳥 4977番地	田植え				
保苺 春男	黒鳥 4995番地	田植え				
鷺尾 和彦	黒鳥 4992番地の1	田植え				
鷺尾 清正	黒鳥 4984番地	田植え				
鷺尾 幸治	黒鳥 4985番地	田植え				
鷺尾 紀夫	黒鳥 4988番地	田植え				
鷺尾 一男	黒鳥 4986番地	田植え				

※田植え終了後、この報告を組合長まで提出

作業した日は○月○日というふうに入力

作業班長さんは、作業した面積を記入(正確に頼みます、欄が大きい)

備考は、例えば荒天で半日だけとか、残業したとか記入下さい

農事組合法人あさひ 第1回通常総会議事録

日時 平成19年2月3日 午後4時半から
場所 黒鳥4番組集落センター

定刻になったこと、そして組合員全員が出席していることを司会鷺尾紀夫が報告して、総会が始まる。

阿部代表理事から、いよいよ本番が始まるのでよろしくお願いする旨の開会の挨拶があった。

続いて議長に鷺尾幸治が選任され、議事に入る。

1号議案 規約の制定について事務局より説明があった。事務局は就業規定・機械利用規定の条文を読み上げ、質疑を求めると何も無く、原案のとおり議決された。

2号議案 事業計画について、事務局より説明があった。最初の事業計画でもあり、今後5年間の分も含めて、役員報酬や費用弁償の関係まで今後の計画について説明した。

また、田植え作業の計画について、執行部の提案を説明した。初めてのことで、方法論について色々な意見が出たが、提案の方法でとりあえず動いてみることで議決がなされた。

田植え機導入に際して、県の補助金の申請を行うとともに、補助金の残部分の借入金を協議、600万円以内で5年以内の借入金をJAで行う提案、可決した。あわせて購入代金の買掛けについての契約を1000万円を極度上限に契約することを可決した。

3号議案 団体への加入について、事務局より説明があった。協業組織への加入は仕方のないことという理解で、議決された。またエコファーマー申請についても、手続きを進めることにした。

なお、記載以外の詳細決定内容は、「**第1回通常総会決議事項要約**」の通り

4号議案その他は、特に質疑無く、総会終了は午後5時半であった。

平成19年2月4日

理事	印	理事	印
理事	印	理事	印
理事	印		

平成19年1月吉日

あさひ組合員各位

農事組合法人 あさひ
代表理事 阿部敬一

第1回通常総会の開催について

いよいよ、あさひの業務がスタートする年になりました。

まもなく農地の利用権設定で、新潟市の農業委員会から皆さんに「調整会議の案内」が届くと思いますが、2月3日午後から農業委員会が4番組の集落センターに出張してくれる段取りですので、よろしくお集まりをお願いします。

調整会議終了後、少しの時間を頂き、田植えの段取りなどについての協議もありますので、下記のとおり総会を開催したいと思います。あわせて、よろしくお願ひいたします。

なにかとご多忙のことと存じますが、よろしくお願ひいたします。

記

- 1 日時 平成19年2月3日(土曜日)
午後1時半から 農業委員会調整会議
調整会議終了後、あさひ総会
- 2 場所 4番組集落センター
- 3 内容
 - (1)規約の設定について
 - (2)事業計画の設定について
 - (3)団体への加入(越後中央農業協同組合への加入を除く。)について
 - (4)その他

以上

